

八尾市と一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクトとの

「つなぐ・つながる」連携協定書

八尾市(以下「甲」という。)と一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクト(以下「乙」という。)
とは、以下のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、すべてのこども・若者が、いろいろな人や機会とつながりを持ち、安心して過ごせる環境で、希望を抱き、チャレンジできる社会をつくることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1)情報発信及び情報共有に関すること
- (2)支援や相談につながりにくいこども・若者へのアプローチに関すること
- (3)社会資源の開拓に関すること
- (4)その他、両者の協議により決定した事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を未然防止の視点からも効果的に推進するため、協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、地域住民をはじめ、地域の多様な主体との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めない事項、又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月 27 日

甲 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市

代表者 市長（自署）

乙 大阪市中央区天満橋京町1番27号
ファラン天満橋5階53号室

一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクト

代表理事（自署）